



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 4 月 30 日 (木 曜 日) 第 709 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出…………… (団体指導検査課) 1

○土地改良区の役員の就任の届出 (3件) …… (") 1

○土地改良区の定款変更の認可 (8件) …… (") 3

○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 3

○くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 3

○入札公告…………… 4

人事委員会規則

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
- 市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則…………… 10

告 示

宮崎県告示第 358号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人倫生会三州病院	都城市花繰町3街区14号

2 救急病院の認定の有効期間

令和8年4月20日から令和11年4月19日まで

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第18項の規定により、小丸川土地改良区 (高鍋町) の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	早 瀬 哲 郎	児湯郡高鍋町大字北高鍋 756

(任期：令和10年3月31日まで)

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第18項の規定により、えびの市土地改良区 (えびの市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	有 島 孝 博	えびの市大字池島 417番地
理 事	前 田 正 敏	えびの市大字昌明寺 291番地3
理 事	末 川 貢	えびの市大字岡松 908番地
理 事	成 光 眞 里 子	えびの市大字池島 632番地2
理 事	松 葉 京 子	えびの市大字西郷 920番地1

(任期：令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鞍 津 輪 彰	えびの市大字池島 488番地
理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地

理 事	岡 田 佐 月	えびの市大字岡松 877番地 1
-----	---------	------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	兒 玉 辰 教	北諸県郡三股町大字長田5045番地
理 事	兒 玉 管 二	北諸県郡三股町大字長田5453番地 3
理 事	松 山 喜 一 郎	北諸県郡三股町大字長田5555番地
理 事	高 橋 純 一	北諸県郡三股町大字長田4880番地 2
理 事	酒 井 隆 利	北諸県郡三股町大字樺山3922番地 5
理 事	馬 渡 祐 一	北諸県郡三股町大字長田4502番地
理 事	轟 木 吉 二	北諸県郡三股町大字長田3944番地
理 事	轟 木 誠	北諸県郡三股町大字長田6704番地 1
理 事	轟 木 利 郎	北諸県郡三股町大字長田3951番地 5
理 事	轟 木 武 継	北諸県郡三股町大字樺山4549番地 5
監 事	谷 口 昭 一	北諸県郡三股町大字長田5576番地
監 事	馬 場 真 吾	北諸県郡三股町大字樺山3500番地 2
監 事	竹ノ内 徳 夫	北諸県郡三股町大字長田1151番地

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	兒 玉 辰 教	北諸県郡三股町大字長田5045番地
理 事	谷 山 泰 宏	北諸県郡三股町大字長田6229番地

理 事	兒 玉 管 二	北諸県郡三股町大字長田5453番地 3
理 事	松 山 喜 一 郎	北諸県郡三股町大字長田5555番地
理 事	吉 行 京 子	北諸県郡三股町大字宮村3034番地 24
理 事	濱 口 陽 行	北諸県郡三股町大字長田4760番地
理 事	馬 渡 祐 一	北諸県郡三股町大字長田4502番地
理 事	轟 木 誠	北諸県郡三股町大字長田6704番地 1
理 事	轟 木 安 弘	北諸県郡三股町大字樺山4548番地 36
理 事	谷 口 久 美 子	北諸県郡三股町大字長田4143番地 5
監 事	谷 口 昭 一	北諸県郡三股町大字長田5576番地
監 事	馬 場 真 吾	北諸県郡三股町大字樺山3500番地 2
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地 2
理 事	坂 元 和 秋	都城市高木町4245番地
理 事	松 原 照 美	都城市高木町4677番地
理 事	福 岡 辰 己	都城市高木町4795番地 1
理 事	福 岡 寛 之	都城市高木町4324番地 2
理 事	瀬 戸 山 福 敏	都城市太郎坊町6805番地 2
監 事	里 岡 孝 彦	都城市高木町4364番地 5
監 事	前 田 涼	都城市高木町4572番地 11

(任期：令和12年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地2
理 事	坂 元 和 秋	都城市高木町4245番地
理 事	松 原 照 美	都城市高木町4677番地
理 事	沼 口 文 麿	都城市高木町4748番地1
理 事	福 岡 寛 之	都城市高木町4324番地2
理 事	瀬戸山 福 敏	都城市太郎坊町6805番地2
監 事	里 岡 孝 彦	都城市高木町4364番地5
監 事	前 田 涼	都城市高木町4572番地11

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）から令和8年3月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）から令和8年3月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）から令和8年3月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）から令和8年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、石山土地改良区（都城市）から令和8年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により

、高城町土地改良区（都城市）から令和8年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）から令和8年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、池内南方土地改良区（宮崎市）から令和8年4月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により谷之口地区県営土地改良事業（日南市、農業水路等長寿命化・防災減災事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年4月30日から令和8年5月20日まで
- 縦覧場所
宮崎県ホームページ
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を令和8年4月22日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	10.9トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	0.7トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	0.4トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	0.7トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	1.6トン

第2 くろまぐろ (大型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (4月から12月まで)	32.9トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)	5.8トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (4月から9月まで)	5.8トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (10月から3月まで)	3.8トン

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 水循環型シャワー 6セット
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和9年1月29日
- (4) 納入場所 宮崎県総務部危機管理課指定のとおり
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和8年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和8年6月5日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和8年4月30日から令和8年5月14日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
(2) 期間 令和8年4月30日から令和8年6月11日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
(2) 交付期間 令和8年4月30日から令和8年6月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
(2) 提出期限 令和8年6月11日午後2時(送付にあっては、令和8年6月10日午後5時必着)
(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
(2) 日時 令和8年6月11日午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/or services required: Water-recycling shower, 6 sets
- (2) Time limit for tender: 2:00p.m. 11 June, 2026
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement 1st Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-dori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 30 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条の4 [略]</p> <p>2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、<u>その内容を宮崎県公報に掲載することをもちこれに代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。</u></p>	<p>第7条の4 [略]</p> <p>2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>3 前項の公示の方法による交付は、<u>当該処分の内容を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容が記載された書面を当該任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は当該処分の内容を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該文書が当該処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。</u></p> <p>4 前項に規定する方法は、任命権者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第7条の4第2項から第4項までの規定は、この規則の施行の日以後に交付する文書について適用し、同日前に交付した文書については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第13号

職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則（平成22年宮崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（所在が知れない場合の通知）</p> <p>第15条 人事委員会は、当事者に通知をする場合において、当該通知を受けるべき当事者の所在が知れないときは、<u>その通知を人事委員会が保管し、いつでも当該通知を受けるべき者に交付する旨及びその内容の要旨を宮崎県公報に掲載するものとする。</u>この場合において、<u>掲載された日から14日を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>（所在が知れない場合の通知）</p> <p>第15条 人事委員会は、当事者に通知をする場合において、当該通知を受けるべき当事者の所在が知れないときは、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>2 前項の公示の方法による通知は、その通知を人事委員会が保管し、いつでも当該通知を受けるべき者に交付する旨及びその内容の要旨（以下この条において「公示事項」という。）を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を人事委員会の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>3 前項に規定する方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>（2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則第15条第1項から第3項までの規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第14号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（書面の交付）</p>	<p>（書面の交付）</p>

第6条 条例第4条第2項に規定する書面（以下「書面」という。）の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、その内容を宮崎県公報に登載することをもってこれに替えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

第6条 条例第4条第2項に規定する書面（以下「書面」という。）の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、公示の方法によって行うことができる。

2 前項の公示の方法による交付は、当該処分の内容を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容が記載された書面を当該任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は当該処分の内容を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該書面が当該処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。

3 前項に規定する方法は、任命権者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 (1) 任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
 (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の分限に関する規則第6条第1項から第3項までの規定は、この規則の施行の日以後に交付する書面について適用し、同日前に交付した書面については、なお従前の例による。

職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第15号

職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則

職員の懲戒に関する規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(書面の交付)</p> <p>第3条 条例第2条及び地方警察職員条例第2条に規定する書面（以下「書面」という。）の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、<u>その内容を宮崎県公報に登載することをもってこれに替えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。</u></p>	<p>(書面の交付)</p> <p>第3条 条例第2条及び地方警察職員条例第2条に規定する書面（以下「書面」という。）の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>2 前項の公示の方法による交付は、当該処分の内容を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容が記載された書面を当該任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は当該処分の内容を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過</p>

	<p>したときに、当該書面が当該処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。</p> <p>3 前項に規定する方法は、任命権者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の懲戒に関する規則第3条第1項から第3項までの規定は、この規則の施行の日以後に交付する書面について適用し、同日前に交付した書面については、なお従前の例による。

市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第16号

市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の分限に関する規則（昭和31年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(書面の交付)</p> <p>第5条 条例第4条第2項に規定する書面（以下「書面」という。）の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、<u>その内容を宮崎県公報に登載することをもってこれに替えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。</u></p>	<p>(書面の交付)</p> <p>第5条 条例第4条第2項に規定する書面（以下「書面」という。）の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>2 前項の公示の方法による交付は、当該処分の内容を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容が記載された書面を当該任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は当該処分の内容を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該書面が当該処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。</p> <p>3 前項に規定する方法は、任命権者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法</p>

(昭和45年法律第48号) 第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の分限に関する規則第5条第1項から第3項までの規定は、この規則の施行の日以後に交付する書面について適用し、同日前に交付した書面については、なお従前の例による。

市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第17号

市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の懲戒に関する規則(昭和31年宮崎県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(書面の交付) 第2条 条例第2条に規定する書面(以下「書面」という。)の交付はこれを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、 <u>その内容を宮崎県公報に掲載することをもってこれに替えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。</u>	(書面の交付) 第2条 条例第2条に規定する書面(以下「書面」という。)の交付はこれを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、 <u>公示の方法によって行うことができる。</u> 2 <u>前項の公示の方法による交付は、当該処分の内容を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容が記載された書面を当該任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は当該処分の内容を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該書面が当該処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。</u> 3 <u>前項に規定する方法は、任命権者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(任命権者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1) <u>任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> (2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の懲戒に関する規則第2条第1項から第3項までの規定は、この規則の施行の日以後に交付する書面について適用し、同日前に交付した書面については、なお従前の例による。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第18号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（文書の送付） 第22条 〔略〕 2 〔略〕 3 公示の方法による送付は、人事委員会が文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を宮崎県公報に<u>登載して</u>行うものとする。この場合においては、<u>登載された日の翌日から起算して14日を経過したときに当該文書の送付があったものとみなす。</u></p>	<p>（文書の送付） 第22条 〔略〕 2 〔略〕 3 公示の方法による送付は、人事委員会が文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨及びその内容の要旨（以下この条において「公示事項」という。）を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、<u>公示事項が記載された書面を人事委員会の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u>この場合においては、<u>当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該文書の送付があったものとみなす。</u> 4 <u>前項に規定する方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> <u>（1）人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> <u>（2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の勤務条件に関する措置の要求に関する規則第22条第3項及び第4項の規定は、この規則の施行の日以後に送付する文書について適用し、同日前に送付した文書については、なお従前の例による。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第19号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（文書の送付） 第62条 〔略〕 2 〔略〕 3 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を宮崎県公報に<u>掲載して</u>するものとする。<u>この場合において、掲載された日から14日を経過したときに当該文書の送付があったものとみなす。</u></p>	<p>（文書の送付） 第62条 〔略〕 2 〔略〕 3 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨及びその内容の要旨（以下この条において「公示事項」という。）を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、<u>公示事項が記載された書面を人事委員会の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の</u></p>

映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該文書の送付があったものとみなす。

4 前項に規定する方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則第62条第3項及び第4項の規定は、この規則の施行の日以後に送付する文書について適用し、同日前に送付した文書については、なお従前の例による。

--	--